



埼労発基1007第1号
平成27年10月7日

(一社)大宮地区労働基準協会会長 殿

埼玉労働局長



プレス機械の安全装置管理指針の改正について

平素から労働行政の推進についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、プレス機械の安全装置の適正な管理については、平成5年7月9日付け基発第446号「プレス機械の安全装置管理指針について」(以下「446号通達」という。)により推進してきたところですが、近年のプレス機械に係る法令改正等の状況を踏まえ、今般、別添のとおり「プレス機械の安全装置管理指針」を改正いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本指針の趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られますとともに、プレス機械に係る労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

なお、平成23年1月12日において、現に労働安全衛生法第44条の2第1項又は同法第44条の3第2項の規定による型式検定に合格している型式のプレスの安全装置(当該型式に係る型式検定合格証の有効期間内に製造し、又は輸入するものに限る。)の作業開始前点検及び定期検査について、本指針による作業開始前点検及び定期検査を実施することが困難な場合は、従前の446号通達における指針「第4 安全装置の作業開始前点検及び定期検査」によることができることといたします。